

百貨店・総合スーパー特定最低賃金 改正の必要性について

1. 特定最低賃金の意義と役割

特定（産業別）最低賃金は、旧産業別最低賃金からの移行の過程からも明らかとなっており、当該産業労使のイニシアティブを発揮することを前提としており、日本で唯一、企業の枠を超えた産業別労働条件決定システムとして、団体交渉を補完・代替する役割を果たしている。加えて、近年では「同一労働同一賃金」を基本とした均等・均衡処遇の実現が社会的に求められており、特定（産業別）最低賃金は、同じ産業・業種であっても賃金格差が大きい実態を是正し、労使が企業の枠を超えて「同一労働同一賃金」の基盤を形成することに資する制度として有効である。

また、産業の公正競争をより高いレベルで確保し底上げを図って行くことは、当該産業の魅力やそこで働く労働者の働き甲斐、誇りを高め、産業と企業の健全な成長と発展へとつながる。特に、近年のような労働力不足の中においては、経営資源の一つである人財（材）を確保する有効な手段ともなり得る。

高いレベルで公正競争を確保するための要素の一つが適用労働者である。特定（産業別）最低賃金の適用労働者は、いわゆる基幹的労働者がその対象であり、企業の運営を主体的に担っている労働者である。少なくとも、地域別最低賃金のセーフティーネットとは目的が異なっており、基幹的労働者の賃金が学生アルバイトと同じということにはならない。

これらの特定最低賃金の意義・目的から、全ての都道府県において設定が義務付けられ、労働局長の諮問に基づいて決定される地域別最低賃金とは異なり、特定最低賃金の決定（新設・改定・廃止）には、当該産業労使のイニシアティブの発揮が求められる。労働条件の向上はもちろんのこと、より高いレベルの公正競争の確保、産業の活性化、そして、人材を含めた魅力ある産業の育成を考えると、単に、現行の（特定）最低賃金に近い賃金で労働者を雇用する事業主の意見のみを重視するのではなく、主導的に率先して物事をより良き方向へと導くことこそが、本来の労使のイニシアティブを意味するところではないでしょうか。

2. 労使のイニシアティブによる特定最低賃金の業種変更を踏まると、優位性の確保が必要。

福井県には以前、各種商品小売業の特定最低賃金が設定されていた。しかし、特定最低賃金の金額審議において労使協議を踏まえ、平成 24 年に各種商品小売業特定最賃の改正を止め、百貨店・総合スーパーの特定最賃の新設が行われた。百貨店・総合スーパーは、「衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、従業員が常時 50 人以上」となっており、各種商品小売業から適用労働者が限定されるため、当然、各種商品小売業に比べて高い特定最低賃金額の設定が可能である。また、別紙のとおり、以前からも特定最低賃金の改定の際に基準とされた各種商品小売の特定最賃は地域別最低賃金に対して 110%を確保し、いわゆる優位性を確保してきたことについては、平成 22 年以降は 8 年間 110%を、平成 30 年以降は 3 年間 103%を下回る結果となっており（令和 3 年以降は 100%未満）、産業の活性化や発展、人材を確保するために必要な魅力としての特定最低賃金の優位性を確保していかなければなりません。

3. 特定（産業別）最低賃金のあるべき水準については、企業内最低賃金協定の水準や地域の当該産業の賃金実態を重視すべき

福井県の「職種別求人・求職賃金情報（令和6年4月）」【第511回-21】によれば、百貨店・総合スーパーが該当する「販売の職業」の求人賃金は、一般（下限賃金）で月額210,805円、パート（下限賃金）では995円。さらに、「新規学卒者の初任給情報（令和6年3月）」【第511回-23】によれば、産業別「卸売・小売」の高卒初任給は185（前年同月177千円）、職業別「販売の職業」でも185千円（前年同月181千円）となっており、特定最低賃金とは大きな開きがある。

また、労働協約ケースにて改正申出した3事業所（適用労働者518名）の企業内最低賃金協定の最低額は時間額1,098円（地賃+167円）であり、10月5日発効の改正福井県最低賃金額も大きく上回っているのが現状である。特定最低賃金額840円は実勢賃金から大きく乖離し、特定最低賃金の役割を果たしていない。

4. 労働力不足がいよいよ顕著に表れてきている。

少子高齢化や若者の県外流出による労働力不足が大きな課題となっており、雇用失業情勢（令和6年7月分）の求人倍率の動向では、福井県の有効求人倍率が1.83倍で、76ヶ月連続全国1位となっている。特に注視するのは県都福井市が1.80倍に対し、三国が2.40倍と全体を押し上げている。石川県が1.47倍、富山県が1.38倍の状況で全国平均1.24倍を大きく超える北陸地方で、石川県への労働力流出が懸念される。〔※石川県の7月度新規求人は、前年同月と比べ6.9%増加し、特に前年同月比で、卸売業、小売業（397人（27.2%）増）と大手小売業の集客を反映している模様。〕

また、福井県内の労働市場の動き（令和6年7月）の新規求人数・有効求人数の状況は、新規求人数は6,533人で、前年同月比3.6%減（393人減少）となったが求職者の減少が続く中、運輸業・郵便業や医療福祉分野の新規求人数が増加しており、依然と高い水準にある。産業別でみた場合、百貨店・総合スーパーが含まれる卸売・小売業は前年同月比で0.3%減少となったものの、新規求人数は1,292人と医療福祉分野に次ぐ最も多い産業となっている。主要産業における新規求人数の推移では、昨年7月以降毎月1,000人以上の新規求人数の推移となっており、北陸新幹線福井沿線開業効果も相まって、どの産業よりも慢性的な人手不足感が顕著である。

表3 新規求人数・有効求人数の状況

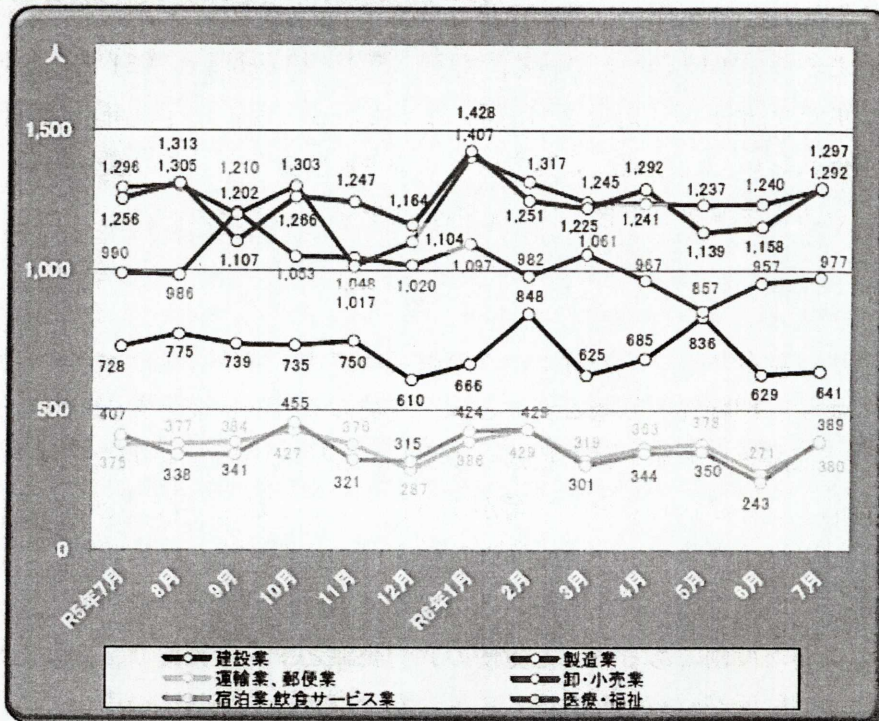
	令和5年度		令和6年5月		6月		7月	
	前年比		前年同月比		前年同月比		前年同月比	
新規求人数	82,189	▲ 3.7	6,727	▲ 3.0	5,988	▲ 10.3	6,533	▲ 3.6
有効求人数	235,268	▲ 2.6	18,686	▲ 5.4	18,313	▲ 6.8	18,284	▲ 6.0

〈主要産業別新規求人状況〉

産業	令和5年度	前年比	令和6年5月	前年同月比	6月	前年同月比	7月	前年同月比
建設業	8,811	▲ 7.7	836	2.8	629	▲ 20.0	641	▲ 12.0
製造業	12,555	▲ 7.0	857	0.7	957	▲ 18.5	977	▲ 1.3
繊維工業	2,665	▲ 4.9	208	7.2	149	▲ 37.1	206	▲ 1.9
眼鏡等製造業	1,720	9.3	133	14.7	126	▲ 6.0	132	▲ 19.0
運輸業、郵便業	4,534	▲ 1.3	378	(3.3)	271	(▲ 29.1)	380	(1.3)
卸売業、小売業	15,394	▲ 7.0	1,237	(▲ 16.4)	1,240	(5.4)	1,292	(▲ 0.3)
宿泊業、飲食サービス業	4,543	2.0	350	▲ 4.4	243	▲ 35.2	389	▲ 4.4
医療、福祉	14,811	2.0	1,139	(▲ 7.2)	1,158	(4.1)	1,297	(3.3)
サービス業	8,158	6.4	729	(7.4)	603	(▲ 4.6)	673	(▲ 5.2)

(注)令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により集計したもの、令和6年4月以降の前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

図6 主要産業における新規求人数の推移



5. 地域間格差も深刻な課題である。

北陸三県の百貨店・総合スーパーの特定最低賃金額の直近8年間の推移【別紙資料】で比較してみると、富山県が2016年は810円（地賃770円/105.2%）に対し、2023年には955円（地賃948円/100.7%）で145円の引上げとなり、石川県に至っては、2016年は811円（地賃757円/107.1%）に対し、2023年には950円（地賃933円/101.8%）と139円の引上げとなっている。これに対し福井県は、799円（地賃754円/106.0%）に対し、2023年も改定されず840円（地賃931円/90.2%）のままで41円の引上げと7年間で▲12円から富山県▲115円、石川県▲110円に格差が拡大している。

近年の地域別最低賃金の改定が過去最高額で改定されている状況は、北陸三県とも同じ状況であり、福井県の百貨店・総合スーパーの特定最低賃金も改定が必要である。

6. 卸売・小売業（百貨店・総合スーパー）という産業で働く労働者の賃金水準の引き上げを。

百貨店・総合スーパーを含む卸売・小売業の所定内給与は、毎月勤労統計調査結果速報（令和6年4月分）【第511回-34】表2. 常用労働者1人月間現金給与額（規模30人以上）産業別の現金給与総額210,814円や、所定内給与194,610円は、他の産業と比較しても、かなり低い水準にある。

（表4. 常用労働者1人平均月間実労働時間で割っても時給1,542円程度、調査産業計を同様に算出した場合の時給は1,913円）

7. 特定最低賃金の賃金特性値による適正な水準への改正を

福井労働局が実施した令和6年最低賃金に関する基礎調査から明らかになった特定最低賃金対象産業の未満率（規模別）【第513回第2-3】は、百貨店・総合スーパーは基幹労働者1,311人に対し0.0%（0人）で、他産業と比較にならない。そして、労働協約の最低額である1,098円（改定額上限）という水準は、前年同月では第1・4分位数の948円とほぼ同額で、今年度は中位数である1,071円を超えている。また、第1・20分位数で951円の水準となっており、地域別最低賃金931円に対し20円高くなっている（令和4年以降）状況は、産業の活性化と人材確保において地域別最低賃金以上の特定最低賃金としての優位性が必要であり、特定最低賃金を改正すべき（引き上げても影響は少ない）と考える。

以上のことから、百貨店・総合スーパーの特定最低賃金の設定は福井県最低賃金を大きく上回る額で設定する必要があります。現状を見過ごすことは、実際にその低賃金を支払われる労働者だけでなく、企業間の公正競争にも悪影響を及ぼしますし、人件費の切り下げは労働者の労働条件の劣化を招き、製品やサービスの安全をも脅かす事態になりかねません。その場合、企業の存続すら危うくなることは言うまでもありません。

従って、卸売・小売業、特に百貨店・総合スーパーに働く労働者の雇用と生活の安定を図ることは、当該産業労使の重要な役割であることを労使の共通認識とすべきであり、そのためにも賃金の社会的な適正水準の確保が求められます。こうしたポジティブな対応の中で、当該産業に働く労働者のモチベーションと賃金のセーフティーネットとしての役割を果たす特定最低賃金の設定と水準の引き上げが大変重要です。

改正審議にあたっては、当該産業の賃金実態を踏まえ、賃金の格差改善や底上げの観点を重視しつつ、適正な金額水準について協議を求めて参りますが、金額決定にあたっては、労使のイニシアティブをもって全会一致に向けて、最大限努力したいと考えております。

以上

別紙

1. 特定（産業別）最低賃金改定状況の推移（時間額）

年度	地域別最低賃金	引上額	各種商品小売特定最賃額	地賃との比較	百貨店総合スーパー特定最賃額	地賃との比較
H18年	649円	3円	718円	+69円(110.63%)		
19年	659円	10円	728円	+69円(110.47%)		
20年	670円	10円	738円	+68円(110.15%)		
21年	671円	2円	740円	+69円(110.28%)		
22年	683円	7円	747円	+64円(109.37%)		
23年	684円	3円	750円	+66円(109.65%)		
24年	690円	5円	750円		755円	+65円(109.42%)
25年	701円	8円	750円		763円	+62円(108.84%)
26年	716円	10円	750円		773円	+57円(107.96%)
27年	732円	18円	750円		791円	+59円(108.06%)
28年	754円	8円	750円		799円	+45円(105.97%)
29年	778円	24円	廃止		805円	+6円(103.47%)
30年	803円	25円			810円	+5円(100.87%)
R元年	829円	26円			810円	-円(97.71%)
2年	830円	1円			840円	+30円(101.20%)
3年	858円	28円			840円	-円(97.90%)
4年	888円	30円			840円	-円(94.59%)
5年	931円	43円			840円	-円(90.23%)
6年	984円	53円				

2. 北陸三県の状況

◆過去8年間の推移

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
富山県	810円	820円	840円	860円	865円	890円	915円	955円
石川県	811円	820円	840円	860円	865円	890円	915円	950円
福井県	799円	805円	810円	※810円	840円	840円	840円	840円
地域間格差	▲12円	▲15円	▲30円	▲50円	▲15円	▲50円	▲75円	▲115円

※2019年は労働協約最低額より高い地域別最低賃金の引上げにより改正審議に至らず。

◆地域別最低賃金に対する優位性

*百貨店・総合スーパー

富山県	955円(+40円)	…	富山県地賃(2022年)915円	地賃に対して100.77%
石川県	950円(+35円)	…	石川県地賃(2021年)915円	” 102.69%
福井県	840円(+0円)	…	福井県地賃(2021年)840円	” 90.23%

3. 地域別最低賃金との比較を重視

地域別最低賃金	984 円					
地域別最低賃金との比較	100.10%	100.30%	100.51%	100.71%	100.91%	101.12%
アップ額 (931 円に対し)	+54 円	+56 円	+58 円	+60 円	+62 円	+64 円
百貨店・総合スーパー最賃	985 円	987 円	989 円	991 円	993 円	995 円

地域別最低賃金	984 円					
地域別最低賃金との比較	101.32%	101.52%	101.73%	102.74%	104.78%	111.59%
アップ額	+66 円	+68 円	+70 円	+80 円	+100 円	+167 円
百貨店・総合スーパー最賃	997 円	999 円	1,001 円	1,011 円	1,031 円	1,098 円

4. 地域別最低賃金との比較を重視

- ① 2020 年から 4 年間の地域別最低賃金の上昇率 (830 円→984 円) : 18.55%
 * 2020 年特定 (産業別) 最低賃金 840 円 × 18.55% = 155.82 円 ≒ 156 円 … 996 円
- ② 申出要件 (労働協約ケース) である労働協約の最低協定額が引上げ限度額 : 1,098 円
- ③ 引き上げによる影響率
 ※第 513 回第 2-24~29 参照
- | | | | |
|------------|---------|-----|---------------|
| 改正福井県最低賃金額 | 984 円 | 影響率 | 17.6% (231 名) |
| 改正特定最低賃金額 | 985 円以上 | 影響率 | 17.8% (234 名) |
| 前項①より | 996 円 | 影響率 | 25.3% (331 名) |
| 前項②より | 1,098 円 | 影響率 | ? |
| 100 円アップ | 1,031 円 | 影響率 | 39.8% (521 名) |

以上